

溶接構造物非破壊検査事業者認定 に関する件

一般社団法人 日本溶接協会
溶接検査認定委員会

平成 27 年 12 月 4 日に開催された国土交通省「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会(第 2 回)」で公開された資料において、国道 10 号府内大橋(大分県大分市)の耐震補強補修工事に検査データの不正に関与した非破壊検査会社として東亜非破壊検査(株)の記載がありました。

当該検査会社は当協会が認定した CIW 認定事業者のため、当該検査会社から工事の状況について溶接検査認定委員会に報告がありました。その報告によると国交省による、勸進橋の問題が起こった後の一連の調査で、府内大橋の耐震補修工事でも落橋防止装置の部品に基準を超えるきずが検出された資料が公開されたため、当該検査会社が自発的に担当した検査員とともに UT を実施したところ、基準を超えるきず指示があったとのことでした。

これらを受け平成 27 年 12 月 14 日に溶接検査認定委員会 認定審査委員会は、当該検査会社の立入調査を実施しました。

調査の結果、次のことが判明しました。

当該検査は、平成 24 年に実施された工事である。検査に先立ち、(株)佐伯建設(元請け会社)、(株)大分東明工業(製作会社)及び東亜非破壊検査(株)の 3 社で打合せを行った。非破壊検査の内容は、外観試験(VT)、超音波探傷試験(UT)及び浸透探傷試験(PT)を抜取り検査として行うものであった。

UT については(株)佐伯建設による立会検査が行われることになっていたが、検査の当日に(株)佐伯建設の都合によって立会自体は中止となった。

UT 結果で不合格の対象部が検出されたため、これを(株)大分東明工業に報告し、不良箇所は手直しを指示していた。しかし、実際に補修したかどうかは、その記録が残っていないため不明である。また、製品番号は特定されていないため、その振分けの宛先も不明である。

製造検査時の UT は、JIS Z 3060 に基づいて検査が行われた(L 検出レベル 1, 2 類)。標準手順書はあるが、本工事に特化した手順書は作成していなかった。

今回の検査工事では、UT 生データは採取・保管しているが、きず指示検出を報告した箇所に限られている。本来であれば、きず指示を検出しなかった箇所についてもその旨を記録すべきであった。

また、この検査に関わる注文書は作成されておらず、また、受注管理規定、抜取り検査及び倫理要綱に関する教育も不十分であることが明らかになった。

以上の調査結果に基づき、当委員会において慎重に審議した結果、CIW 認定制度で求めている管理体制において不十分な点が認められたため当委員会は、東亜非破壊検査(株)に対して、処置を下記のとおり決定しました。

記

当委員会は、当該 CIW 認定事業者の今回の事案は WES 8701:2013 に規定する 12.1 項に該当すると判断し、平成 28 年 2 月 8 日付で「警告」を発する。

また、半年後の臨時業務確認で違反事項が改善されていないことが明らかになった場合は、認定の停止若しくは認定の取消を行う。

以上

【参考】

WES 8701 : 2013 (溶接構造物非破壊検査事業者等の認定基準)

11.2 認定事業者の義務 認定事業者の義務は、次のとおりとする。

- a) 認定事業者は、認定の申請及び審査結果に基づく条件を維持しなければならない。
- b) 認定事業者は、申請時に提出した書類及び／又はその後に提出又は申告した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく認定委員会に届け出て、承認を得なければならない。
- c) 認定事業者は、技術者の登録内容に変更が生じた場合には、遅滞なく認定委員会に届け出なければならない。
- d) 認定事業者は、認定の申請及び維持に伴って必要となる審査・調査等に対し、協力的に対応しなければならない。
- e) 認定事業者は、認定の対象となっていない検査部門について、認定を受けていることの表明又は認定を受けていると誤解されるような表明をしてはならない。

12. 認定事業者への警告、認定の停止及び取消

12.1 警告 11.2 の a) から e) の事項が順守又は履行されていないと認定委員会が認めた場合、認定委員会は審議に基づいて当該事業者に対して警告を行う。